

令和5年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 5 3 号	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	6月8日
議案第 5 4 号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 5 5 号	宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 5 6 号	市道路線の認定及び認定変更について	可決 (全員一致)	
議案第 5 7 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 令和5年 6月 5日 (議案審査)

・出席委員 ◎伊庭 聡 ○大川 裕之 泉 友紀 大島 淡紅子
おだ たか子 末永 やよい 寺本 早苗 中野 正

② 令和5年 6月 8日 (議案審査)

・出席委員 ◎伊庭 聡 ○大川 裕之 泉 友紀 大島 淡紅子
おだ たか子 末永 やよい 寺本 早苗 中野 正

③ 令和5年 6月27日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎伊庭 聡 ○大川 裕之 泉 友紀 大島 淡紅子
おだ たか子 末永 やよい 寺本 早苗 中野 正

(◎は委員長、○は副委員長)

令和5年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第53号 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 租税特別措置法の改正により、特定の民間再開発事業の計画認定が不要となったことから、認定申請手数料に関する規定を削除するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和5年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第54号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>宝塚山手台地区における地区計画の変更に併せて、地区整備計画で定められた事項のうち、建築物の制限として定めた特に重要な建築物の構造及び用途に関するものを変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 開発に伴う地区計画について、策定後住民の発意で変更することはあるのか。</p> <p>答1 宝塚山手台地区については、区域の拡大、用途地域の変更を視野に入れた地区計画、地区整備計画の変更や、用途地域の変更に合わせて変更をすることはあるが、地元の発意で地区計画、地区整備計画を変更したことはない。</p> <p>ほかの地域では、過去に何地区か見直した地区はある。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和5年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第55号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことなどに伴い、急速充電設備や喫煙所の標識等に関する規定について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	<p>問1 今後EV車が普及するに当たって、急速充電器の耐用年数を考えると、更新の都度届出は必要か。また撤去するときは手続が必要なのか。</p> <p>答1 届出は更新の都度必要であり、廃止・撤去するときは廃止届が必要である。</p> <p>問2 出力が200キロワットを超えるというのは、どういう車種を想定しているのか。</p> <p>答2 今後普及すると考えられる、電動の大きなトラックやバスを想定している。</p>
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和5年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第56号 市道路線の認定及び認定変更について 議案第57号 市道路線の認定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>（議案第56号） 都市計画法に基づく土地の帰属により市道路線を新規に認定するとともに、既認定道路の終点を変更しようとするもの。</p> <p>（議案第57号） 都市計画法に基づく土地の帰属により市道路線を新規に認定しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 現地は、公園があり路線バスが走行するなど、既に日常生活が行われている。道路認定とは、生活が行われる前にいち早く認定されるものと考えていたが、タイミングはどうか。</p> <p>答1 開発行為に伴う市道認定については、開発行為が完了した時点で市に所有権が移管され、できるだけ早いタイミングで議案とし、議決を得るものと考えている。 タイムラグはあるが、実際の運用や維持管理は、市でしっかりと進めている。</p> <p>問2 砂利を固めたような加工をした舗装があったが、数年前に同じような舗装を施した箇所は既にひび割れなどを起こしている。今後市道となり維持管理が市に移管されると、メンテナンス費用が非常にかかるのではないかと予想されるが、認定に至った経緯は。</p> <p>答2 開発許可の段階で開発事業者から希望があった場合、維持管理費があまりにもかかるものなどについては避けてほしいと指導している。指摘の加工は、以前は劣化が早かったが、近年は黒のアスファルト舗装をした上で洗い流し、自然色系のアスファルトにするなど耐久性も向上していることから承認した。</p> <p>問3 民間企業が開発して市に移管されるとのことだが、どのタイミングで安全対策などを施していくのか。必要な部分は開発段階で入れてほしいと考えているが、移管時には既に供用が開始されている場合もあり、安全対策のタイムラグができてしまう。本来、安全対策をどう進めていくのがいいのか、市の考えは。</p> <p>答3 道路の供用に当たり、予見できるところへのガードレールの設置や、今回であれば車道と交差するところを後ろに下げて踊り場を設けるなど、安全対策を心がけている。 これまでも、2年に1回行われる通学路点検などで現地に出向き、警察や地域、保</p>

<p>護者の声を聞きながら検討しており、懸念の部分があればしっかりと安全対策を施していく。</p>	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	<p>議案第56号 可決（全員一致）</p> <p>議案第57号 可決（全員一致）</p>